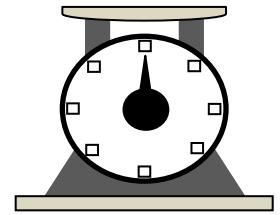


11月1日は「計量記念日」 ～身近な計量についてもっと知りましょう！～

経済産業省では、現行の計量法が施行された11月1日を「計量記念日」とし、計量制度の普及や社会全体の計量意識の向上を図っています。

八王子市においても、正しく計量が行われるよう「はかりの定期検査」や「商品量目(りょうもく)立入検査」などを実施するとともに、計量記念日にちなんで計量制度の普及に努めています。今号では、消費生活センターが担当している計量業務の主なものについてお知らせします。



はかりの定期検査

はかりは、経年により誤差が生じることがあるため、計量法では、取引や証明に使われているはかりについては、2年に1回、検査を受けることを義務づけています。

Q:どのようなはかりが検査の対象ですか？

A:取引(〇〇g〇〇円のような量り売りなど)や証明(健康診断での体重測定など)に使用しているはかり(※)が対象です。

(※) 検定証印又は基準適合証印(右図参照)が付いている、計量法で規制されたはかりが対象となります。



Q:家庭用(右図参照)のキッチンスケールやヘルスマーターも検査対象ですか？

A:対象外です。家庭用のキッチンスケールやヘルスマーターは、計量法で取引や証明に使用してはいけないことになっています。



Q:検査済のはかりに目印は付きますか？

A:定期検査済証印というシール(右図参照)が貼られます。



Q:検査を受けたことがないが受けるにはどうしたらいいですか？

A:まず消費生活センターにご連絡ください。内容をお聞きした上でご説明いたします。

Q:検査費用はかかりますか？

A:検査をした場合は、合格でも不合格でも検査費用がかかります。

(検査費用の詳細については、消費生活センターまでお問い合わせください。)

商品量目立入検査

商品流通が活発になる中元期、年末年始期を中心に、小売店やスーパーマーケットなどに立入り、商品の内容量が表記量と比較して適切かどうかの検査を行っています。



[検査方法]

食肉、魚介、青果、惣菜など、店頭の商品を1個ずつ「はかり」で計量し、その重さから風袋(トレイやラップ)を差し引いた実量と表記量とを比較し、不足がないかどうかを調べます。

量目公差(政令で定める誤差)を超えて実量が少なかった商品については、その原因を調べ、再計量して店頭に出すよう指導します。

◇講演会「もったいない消費生活の知恵」◇

節約術やエコライフについて多くの著書がある、漫画家でエッセイストの赤星たみこさんを講師に迎え、講演会を開催します。

対象：都内在住・在勤・在学の方

日時：11月24日(金) 午後2時～4時

会場：クリエイトホール 11階 視聴覚室

定員：70名(先着順)

申し込み：11月1日から直接、電話、または「消費生活の知恵」と氏名・電話番号を書いて、ファックスで消費生活センターへ

※手話通訳、保育(1歳～就学前)ご希望の方は、11月14日(火)までにご連絡をお願いします。

八王子市消費生活センター

相談専用電話：042-631-5455

■ 相談時間 ➤ 午前9時～午後4時30分

■ 相談日 ➤ 月曜日～土曜日(祝・休日、年末年始を除く)

*相談は無料、秘密は厳守します。

*クリエイトホール休館日は電話相談のみとなります。

*土曜日にお越しの際は、事前に電話連絡をお願いします。



■ 問い合わせ ➤ 電話：042-631-5456 FAX：042-643-0025

〒192-0082 八王子市東町5-6 クリエイトホール地下1階

※ご相談は、電話又は来所でお受けしています。

FAXではご相談いただけませんが、受付方法などのお問い合わせはFAXでもお受けしています。